

別記1 伊予灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
小型機船 底びき網 漁業	手繰第1種 漁業 (機船手繰 網漁業)	1隻	5トン未満	伊予灘 ただし、別表3表2の部1の項から15の項まで に掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
	手繰第2種 漁業 (えびこぎ 網漁業)		5トン未満	伊予灘 ただし、別表3表2の部1の項から15の項まで に掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	松山市(松山市北 条を除く。)、伊予 郡松前町、伊予市、 大洲市、西宇和郡 伊方町又は八幡浜 市保内町に漁業根 拠地を有する者 (伊予灘に限る。)
			5トン未満	伊予灘並びに今治市怪島東端、同市波方町梶取 ノ鼻及び同市関前観音崎の各点を順次結んだ直 線以西の燧灘 ただし、別表3表2の部1の項から15の項まで に掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	松山市北条に漁業 根拠地を有する者
	手繰第3種 漁業 (貝けた網 漁業)		5トン未満	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
	手繰第3種 漁業 (なまこけ た網漁業)		5トン未満	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	6.1～ 翌3.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
固定式刺 し網漁業	雑魚沖建網 漁業	1隻	8トン未満 80キロワット (旧馬力25) 以下	最大高潮時海岸線から2,000メートル以内にお ける漁業根拠地地先海面 ただし、共同漁業権漁場区域内を除く。	1.1.～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
流し網漁 業	さわら流し 網漁業	1隻	定めなし	伊予灘及び燧灘 ただし、別表3表4の部に掲げる区域を除く。	1.1.～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。